

一般会計等 財務書類における注記

I. 重要な会計方針

1. 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。

また開始後については、原則として取得原価とし再調達原価での評価は行わないこととしております。

2. 有価証券等の評価基準及び評価方法

①市場価格のある有価証券等

会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としております。

②市場価格がない有価証券等

取得原価をもって貸借対照表価額としております。

ただし、市場価格のないものについて、実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、実質価額の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしております。

3. 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により計上しております。

②賞与引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当及びこれに係る法定福利費のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

③退職手当引当金

本年度末に特別職を含む全職員（本年度末退職者を除く）が普通退職した場合の退職手当要支給額を計上しております。

④損失補償引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従って算定した額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております。

6. 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

7. その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税込方式によっております。

II. 重要な会計方針の変更等

1. 会計処理の原則または手続の変更

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」との比較可能性をはかるため、開始時において、道路、河川及び水路の敷地については、再調達価格としてきましたが、当時において取得原価が判明するものは取得原価、取得原価が不明なものは備忘価格1円に訂正しております。

2. 表示方法の変更

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」の表示方法に合わせるため、大幅な表示の変更を行っております。

3. 資金収支計算書における資金の範囲の変更

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」との適合をはかるため、歳計外現金を資金の範囲から外しております。

この変更による資金収支計算書に与えている影響は次の通りです。

本年度末歳計外現金残高 6,299 千円

III. 重要な後発事象

1. 主要な業務の改廃

該当なし

2. 組織・機構の大幅な変更

該当なし

3. 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

4. 重大な災害等の発生

該当なし

IV. 偶発債務

1. 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

V. 追加情報

1. 一般会計等の対象範囲（対象とする会計）

一般会計(退職手当事務)、一般会計(その他)、千葉県自治会館管理運営特別会計、千葉県自治研修センター特別会計

2. 出納整理期間について

地方自治法 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 5 月 31 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

3. 財務書類の表示金額単位

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

4. 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

本組合は、財政健全化法における健全化判断比率の算定の対象外となっております。

5. 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当なし

6. 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費通次繰越額

(一般会計)	0	千円
(千葉県自治会館管理運営特別会計)	0	千円
(千葉県自治研修センター特別会計)	0	千円

繰越明許費

(一般会計)	0	千円
(千葉県自治会館管理運営特別会計)	0	千円
(千葉県自治研修センター特別会計)	0	千円

事故繰越額

(一般会計)	0	千円
(千葉県自治会館管理運営特別会計)	0	千円
(千葉県自治研修センター特別会計)	0	千円

7. 売却可能資産に係る資産科目別の金額

0千円

8. 区分基準（修繕費支弁基準）

修繕費のうち資本的支出とする金額の判断基準について区分基準を規定しており、金額が60万円未満の場合は修繕費として取り扱っております。

9. 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

該当なし

10. 基金借入金（繰替運用）の内容

該当なし

11. 臨時財政対策債

該当なし

12. 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

該当なし

13. 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支

1,878,004 千円

②既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	21,967,916 千円	21,812,857 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	341,590 千円	341,590 千円
繰越金に伴う差額	767,753 千円	0 千円
資金収支計算書	21,541,753 千円	22,153,959 千円

14. 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

本組合は、財政健全化法における健全化判断比率の算定の対象外となっております。

15. 地方自治法 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当なし

16. 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

17. 既存の決算情報との関連性

地方自治法第 233 条の規定に基づく決算情報との関連性

ストック情報（資産・負債）や現金支出を伴わないコストを発生主義で認識しています。

18. 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	1,823,363	千円
減価償却費	-634,570	千円
退職手当引当金の増減額	2,328	千円
賞与引当金の増減額	2,335	千円
退職手当支給準備金の増減	-2,520,658	千円
純資産変動計算書の本年度差額	-1,327,202	千円

19. 一時借入金に関する情報

資金収支計算書には一時借入金の増減額は含まれておりません。

一時借入金の限度額は 500,000 千円です。

20. 重要な非資金取引

減価償却費	634,570	千円
賞与引当金繰入額	13,600	千円
退職手当引当金繰入額	56,117	千円